

せたな町総合計画案

<総論・基本構想・基本計画>

目次

総論

1. 計画の考え方

- (1) 計画策定の趣旨・・・2
- (2) 計画策定の視点・・・2～3
- (3) 計画の構成と期間・・・3
- (4) 計画の進行管理・・・3

2. 計画策定の背景

- (1) せたな町の現況・・・4
- (2) せたな町の特性・・・4～5
- (3) まちづくりの課題・・・5～6

基本構想

- 1. まちづくりの基本理念・・・7～8
- 2. 将来像・・・8
- 3. 人口の想定・・・8
- 4. 6つの基本目標・・・9～14
- 5. せたな町総合計画の体系・・・15

基本計画

基本目標 1

「健やかに暮らせる福祉のまち」

- 1. 保健・医療の充実・・・16～17
- 2. 地域福祉の推進・・・18
- 3. 子育て支援の推進・・・19
- 4. 高齢者施策の推進・・・20
- 5. 障害者施策の推進・・・21
- 6. 社会保障の充実・・・22

基本目標 2

「活力に満ちた産業のまち」

- 1. 農林業の推進・・・23～24
- 2. 水産業の推進・・・25
- 3. 商工業の推進・・・26
- 4. 観光の推進・・・27
- 5. 雇用・勤労者対策の推進・・・28

基本目標 3

「自然と共生する安全なまち」

- 1. 環境・景観の保全と創造・・・29
- 2. 公園・緑地・水辺の整備・・・30
- 3. 上下水道の整備・・・31
- 4. 環境衛生対策の推進・・・32
- 5. 消防・防災体制の充実・・・33
- 6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実・・・34
- 7. 地域自然エネルギーの活用・・・35

基本目標 4

「多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち」

- 1. 調和のとれた土地利用の推進・・・36
- 2. 市街地の整備・・・37
- 3. 住宅対策の推進・・・38
- 4. 道路網の整備・・・39
- 5. 公共交通機関の充実・・・40
- 6. 港湾・漁港の整備・・・41
- 7. 情報ネットワークの充実・・・42

基本目標 5

「豊かな人間性と文化を育むまち」

- 1. 生涯学習の推進・・・43
- 2. 学校教育の充実・・・44～45
- 3. 青少年の健全育成・・・46
- 4. 芸術・文化の振興・・・47
- 5. スポーツの振興・・・48
- 6. 国際交流の充実・・・49

基本目標 6

「みんなでつくるまち」

- 1. 新時代のコミュニティ形成・・・50
- 2. 人権尊重のまちづくりの推進・・・51
- 3. 男女共同参画社会の形成・・・52
- 4. 協働のまちづくりの推進・・・53
- 5. 地域間交流の推進・・・54
- 6. 自立した自治体経営の確立・・・55

総論

1. 計画の考え方

(1) 計画策定の趣旨

我が国は、好調な経済が潤沢な税収をもたらし、その財源を元に社会資本を整備し、それがまた経済成長を支えるという好循環の中で、国民の暮らしを向上させてきました。

しかし、21世紀に入り、我が国の発展を支えてきた経済活動をはじめ諸制度は行き詰まりを見せ、「行財政をはじめとした社会・経済構造の見直し」という、大きな変革の時代に入っています。

一方、本格的な少子・高齢社会への対応や生産人口の減少、環境問題、多発する自然災害など課題は山積し、積極的な対応が必要となっています。

これらの点を踏まえ、新しい時代の流れの中で自らが改革に取り組み、地域の自立化、個性化を図っていくことが、これからのまちづくりに求められています。

せたな町は、地方自治体のあるべき姿や取り巻く環境が大きな変革期を迎える中で、今後ますます厳しさを増す時代背景にあっても、将来への夢と希望をしっかりと抱き、さらなる地域の振興と福祉の向上を図ることができる地域社会を築くために、平成17年9月1日、旧北檜山町・旧瀬棚町・旧大成町が合併、新町「せたな町」としてスタートし、合併時に作成されました「新町まちづくりプラン(新町建設計画)」さらにこれらとの整合性を図りながら作られました「過疎地域自立促進市町村計画」をもとに、まちづくりを進めております。

平成20年度からスタートする「せたな町総合計画」では、こうした社会経済の動きや地方分権、三位一体の改革などを的確にとらえ、厳しい財政状況の中、町の独自性や自主性を発揮し、町民の求める行政サービスにおいても、施策・事業の選択、効果・効率などについて一層留意し、地域の特色を生かした「まちづくり」の推進と町民生活の向上のため、その指針として策定するものです。

(2) 計画策定の視点

総合計画の策定に当たっては、今日の極めて不透明な社会変化を見極めながら、「活力と魅力にあふれ、安全で安心して暮らせる地域社会の創造」を目指し、「豊かさを実感できる活力と魅力ある新しいまちづくり」を念頭に、次の視点に立って策定します。

<1> 住民参加による計画

総合計画の策定は、合併後の「せたな町」の将来はもとより、地域づくりを学び、考え、議論する絶好の機会でもあり、町民一人ひとりが新町「せたな町」の一員としてまちづくりに参画する必要があります。

<2> 新しい時代の流れに敏感で未来に挑戦する計画

三位一体の改革など、地方自治体を取り巻く厳しい環境を背景に、少子高齢化の進展、地球規模での環境・エネルギー問題、地域産業の振興など、時代の

流れや町財政を的確に把握しながら、従来の発想や継続的な施策に終始することなく、常に新たな視点に立って挑戦する姿勢が必要です。

<3> 尊重される実効性の高い計画

総合計画の策定は、計画書をつくることが目的ではなく、より良い地域づくりを進めることが目的です。計画書は、そのための青写真といえます。したがって、計画策定時に策定の意義を共通認識するため、より多くの町民や職員の参画のもと計画内容の周知と計画の適切な進行管理が重要です。

<4> わかりやすく、親しみのもてる計画

町民が共有できる将来目標をしっかりと示し、町民の活動を誘発・支援するような施策を掲げるなど、町民にわかりやすい計画とします。

(3) 計画の構成と期間

この総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します。

<1> 基本構想

基本構想は、せたな町を取り巻く現状や課題を整理しながら、将来に向け町が目指すまちづくりの基本理念を示し、目標とする将来像を実現するために必要な施策の基本的な方向を定めます。

総合計画の計画期間は、平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)までの10か年間とします。

<2> 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた各施策の基本目標を実現するため、当町の魅力や振興発展に必要な施策を示します。

計画期間は、平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成24年度(2012年度)までの前期基本計画と、平成25年度(2013年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)までの後期基本計画の各5年間とします。

<3> 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を計画的かつ効果的に推進するため、町が実施する主要事業の概要等を示します。

計画期間は3か年とし、毎年ローリングするものとします。

(4) 計画の進行管理

社会情勢の変化に的確に対応できるよう適切な進行管理を行い、評価に基づいて施策・事業の進捗状況などをまとめ、広く公表していきます。

2. 計画策定の背景

(1) せたな町の現況

せたな町は、平成 17 年 9 月 1 日、旧北檜山町・旧瀬棚町・旧大成町が合併し誕生した町で、面積 638.63k m²、人口 1 万人余りの農山漁村です。

<1> 自然現況

北海道の南西部、日本海に面する檜山支庁管内の最北部に位置し、北海道の開拓以前から自然発生的に拓けた沿岸部と、開拓計画によって拓けた内陸部が混在し、美しい海岸線と狩場山系が連なる豊かな自然環境に恵まれた町です。

気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受けるため比較的温暖で、近年は特に積雪が少なく暮らしやすい地域です。春から夏には南西の風、冬は北西の風が多く、狩場連峰から吹きつける東風(通称・やませ)による低温で農産物の生育に影響を及ぼすこともあります。

<2> 立地・交通現況

南は八雲町熊石、北は狩場山を主峰とする連山をもって後志支庁管内島牧村と境界をなし、東は今金町、八雲町に隣接しており、西は日本海に面し、離島奥尻町とは大成区から海上 27 km、瀬棚区から 43 kmの至近距離にあります。

町内を通る国道 229 号は、江差から小樽までを結び、長万部方面へは国道 230 号で結ばれています。北海道縦貫自動車道国縫 IC・八雲 IC からは札幌方面、将来は函館までつながり、長万部までは路線バス、札幌と函館までは直行バスが運行され、JR は長万部駅と八雲駅、航空路は函館空港の利用が多く、離島奥尻へは瀬棚港からフェリーが季節就航しています。

(2) せたな町の特性

<1> 彩り豊かな美しい自然

総延長約 77 kmの海岸線は、無数の奇岩・怪岩や断崖絶壁など雄大な自然と日本海とが織りなす、美しさと迫力ある風景を創り出しています。

また、標高 1,520m の秀峰狩場山から太櫓海岸にかけての一带が「狩場茂津多道立自然公園」、大成区の海岸などが「檜山道立自然公園」にそれぞれ指定され、自然の生態が多く息づき、緑豊かな山あいから流れ出し日本海へと続く全長約 80 kmの後志利別川は、幾度となく清流日本一に輝くなど、美しい景色を見ながら直接触れて楽しむことのできる豊かな自然環境に恵まれています。

<2> 魅力ある地域資源

合併により誕生した新町「せたな町」は、各地域が有する豊かな地域資源に恵まれ、一級河川後志利別川流域での良質米の生産や日本海の荒波で育ったアワビやホタテなど、基幹産業である農業・漁業が連携した新たな魅力づくりに大きな可能性を秘めています。

また、豊富な農水産物などの一次産品と歴史的資源などを活かした魅力ある「せたな観光」づくりへの取り組みが始まっています。

<3> 急速に進む少子・高齢社会

我が国の出生率は急速に低下し、高度成長を支えてきた人たちが高齢期を迎えており、当町においても少子・高齢化が進んでいます。

年齢構成は、団塊世代を中心に働き盛りの年代が多いため、高齢化率は急速に高まることが予想されます。

また、若年層の町外流出と出産期女性人口も急速な減少傾向にあり、次代を担う子どもも少ない状況にあります。

(3) まちづくりの課題

新しいまちづくりを進めるためには、地域の魅力や特性を考慮しながら、各分野における課題についても社会経済環境の変化などを踏まえた確に把握し、克服していくことが必要です。

ここでは、「まちづくり」の主な課題を次のように整理します。

<1> 快適・安全・安心な定住環境の整備

「せたな町に住み続けたい」という町民の意向が高い中で、道路の整備など定住環境の改善への様々な対策が求められています。また、少子高齢化が進む中で、人口減少の傾向にあり、着実な定住促進対策が不可欠となっています。

そのため、恵まれた自然環境と調和する共生型の生活環境づくり、町民生活の利便性と安全対策など、快適で安全で安心して住み続けられる定住環境の整備を一層強化することが必要です。

<2> 健康で安心して暮らせるまちづくり

町民は、心身の健康を幸福感の第一に考え、保健・医療・福祉が充実した生活環境の整った町の実現を最も重視しています。今後とも、町民相互の支えあいを基本に、少子高齢化に対応する保健・医療・福祉の一層の充実を進めなければなりません。

そのため、地域医療の確保、保健事業の充実、地域ぐるみの福祉体制の強化や子育て環境の整備など、生涯にわたり生きがいを実感できる地域社会づくりを強化し、心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくりが必要です。

<3> 地域資源の活用と融合による産業づくり

地域産業の振興、雇用・就労の場の確保は、当町の経済基盤づくりと地域経済の底上げにとって、将来にわたる継続的な課題です。合併による優位な立地性、これまで各區で積み上げてきた特色ある産業蓄積や観光・姉妹都市交流などの実績を活かしながら、地域が持つ資源を改めて見直し、新たな発想を加えて、産業相互の連携と融合による推進と新たな産業づくりの促進が重要です。

そのため、地域産業を取り巻く環境変化に対応し、意識改革と潜在的な可能性を引き出していくことを基本に、地域産業の活性化を促進する必要があります。また、産業間交流などを通しての新たな仕事おこしも必要です。

<4> 多様な交流ネットワークの形成

当町は、美しい海岸線と狩場山系が連なる豊かな自然環境に恵まれています。これまでの観光づくり、都市との交流事業などへの取り組みの実績を活かし、さらに多くの人々が当町を訪れ、町民との交流を活発化し、その成果がまちづくりの各分野に反映されていくことが重要です。

そのため、恵まれた自然環境や歴史など、当町の特性を活かした魅力づくり、適切な情報発信に努めることが必要です。様々な分野での交流ネットワークづくりを進め、多様な交流活動と観光誘客を連動させ、せたな町ファンやリピーターの拡大や新たな移住・定住者の受け入れなど、交流の力をまちづくりに効果的に活かすことが必要です。

<5> 地域一体感の醸成と町民活動の促進

合併後まもない当町においては、未だ合併効果や新町としての地域一体感や3区の融合の力が弱い状況にあります。このような中で、町民相互の交流と一体感の醸成は、新たなまちづくりを推進するにあたって不可欠なものになります。意識の醸成には、長い年月が必要ですが、様々な機会をとらえ、新町発展のため町民一丸となった力を発揮していくことが重要です。

そのため、町民と行政、町民相互の情報交流と情報の共有化、相互理解を促進するための対策とともに、様々な場面における町民参加と交流の機会を拡大し、地域課題の解決に取り組む町民主体のまちづくり活動を支援・促進していく必要があります。

<6> 新しいまちづくりの仕組みづくり

地方分権や厳しい財政状況など、自治体を取り巻く環境変化の中で、町民と行政が一体となって「地域力」を発揮する、新たなまちづくりの推進体制の構築が求められています。また、少子高齢化が進み、人口減少と高齢化が著しい当町にあって、町内会の存続や生活の維持が困難になる地区の増加も心配されており、新たな地域コミュニティのあり方の検討も必要です。

そのため、町民が主役のまちづくりを基本に、的確・迅速な行財政改革、まちづくりを支える人材を育成し、地域協働を進める仕組みづくりに積極的に取り組むことが必要です。

基本構想

1. まちづくりの基本理念

当町は、平成17年(2005年)9月1日に、檜山北部の旧北檜山町、旧瀬棚町、旧大成町が一つになってできた新しい町です。それぞれの地域には、歴史と伝統に培われた豊かな文化や自然があります。それぞれの特色ある地域資源を活かしながら、これを新しいまちづくりの土台とし、それらを結集して、新たな「せたな」ブランドの資源に育てていくことで、町民一人ひとりがせたな町民であるという自覚と誇りを持てるまちづくりを進めることが重要です。

私たちは今、新しいまちづくりを始めています。これからの「まちづくり」は、地域の特色や資源を最大限活かし、町民と行政が共に力を合わせ、安心して住み続けることができる協働の取り組みが必要であるとの考えから、「まちづくり」の基本理念を「共生・協働」、「安心」、「せたな力」とします。

「共生・協働」

せたな町に対する愛着と誇りを醸成していくためには、町民一人ひとりが、せたな町民であると感じられるまちづくりを進めていくことが大切です。

このため、各地域において培われてきた伝統や文化、自然など、それぞれの特性を大切にしながら、人と自然、人と人とのふれあいを大切にする社会、町民一人ひとりの活力と意欲が発揮できる協働社会が求められています。

自然との共生を進めることにより、自然の恵がもたらす豊かな資源を生かしながら、生きる喜びを実感し、町民、地域、行政がお互いの理解のもと、共に助け合うことのできる人と人との豊かな関係を築き、共に力を合わせた「共生・協働」のまちづくりを進めます。

「安心」

健康で安心して住み続けられることが生活の基本です。先行きに不安が感じられる時代にあって、町民一人ひとりの日々の暮らしの中で、心配ごとがなく心に安らぎを感じられるまちづくりを進めていくことが大切です。そのためには、自らの心構えを忘れず、それぞれの立場の中で助け合いながら、信頼関係をもって一人ひとりの安心を得る必要があります。

健康で生き生きと暮らすことができる保健・医療・福祉や子育て・教育、日々の暮らしの中での災害、犯罪、近所づきあいや食の安全、そして、産業振興や仕事の確保による経済的安定など、生活の支えとなる「安心」のまちづくりに努めます。

「せたな力」

それぞれの特色ある地域資源を活かし、せたな町の力として発揮できるまちづくりを進めていくことが大切です。そのためには、これまでの特色ある取り組みや資源といった個々の力を、さらに新たな発想と連携を加えた地域の総合力「せたな力」

として、新しいまちづくりに結び付けていくことが必要です。

豊かな海、山の恵みがもたらす地場産業や自然環境・歴史を生かした観光の融合を柱とする地の力、その原動力となる人々の力、連携から生まれる輪の力など、せたな町が持つすべての資源がまちづくりにとって最大の力であり、「せたな力」を高め、「せたな力」を進めるまちづくりに努めます。

2. 将来像

せたな町は、旧3町から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然と人を思いやる心を大切にすることを願い、合併時の新町まちづくりプランにおいて「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にすまちをめざして」を新町がめざす将来像としました。

これを基本に、新しい町「せたな」の将来にとって今一番大切な「共生・協働」、「安心」、「せたな力」をまちづくりの柱に、「安心して笑顔で暮らせるまち、ゆとりと豊かさを実感できるまち、活力と魅力にあふれるまち」を目指すため、せたな町の将来像を次のとおり定めます。

「みんなの笑顔と力で創ろう、未来の「せたな」。」

- 共に力を合わせ安心して暮らせるまちづくり -

3. 人口の想定

せたな町の人口は、平成17年9月1日の合併により1万人を超え、檜山支庁管内最大となりましたが、少子・高齢化が進み、人口が減少傾向にある中で、地域の活力を失うことなく、雇用の場の確保と若者の定住を促進し、あわせて、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりに努めなければなりません。

国勢調査結果を基礎データとする人口推計(コホート変化率法)によれば、当町の10年後(平成29年)の人口は、約8,600人と推計されます。町民にとって、係わりの深い身近な基礎的自治体として、町の独自性や自主性を発揮し、行政サービスやニーズを的確にとらえた行財政運営を進めるため、「共生・協働」、「安心」、「せたな力」の基本理念をもとに、本計画の着実な推進に努め、10年後の人口は9,000人と想定します。

4. 6つの基本目標

将来像の実現に向け、施策の大綱の柱となる次の6つの基本目標を掲げます。

基本目標1 「健やかに暮らせる福祉のまち」

先行きに不安が感じられる時代にあって、また、少子・高齢化がますます進む中、町民一人ひとりが安心して暮らせる「まちづくり」が重要です。

社会経済の仕組みが変化する中で、健康への関心、医療・福祉サービスへの関心は高く、安心できる保健・医療・福祉の体制づくりと、子どもを安心して生み育てることのできる安全な環境の整備に努めます。

1. 保健、医療の充実

町民一人ひとりの自主的な取り組みを基本に、健康づくり活動の支援や各種保健サービスを推進します。また、町民が安心して医療サービスを受けることができるよう、町内医療機関の充実と生活圏を重視した医療連携に努めます。

2. 地域福祉の推進

住み慣れた地域で共に支え合いながら暮らすことのできるまちづくりを目指します。

3. 子育て支援の推進

安心して子どもを生み、育てることのできるよう母子保健の充実や多様な保育ニーズへの対応など、子育て環境の整備を図ります。

4. 高齢者施策の推進

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して生き生きとした生活を送れるよう、総合的な高齢者保健福祉の充実を図ります。

5. 障害者施策の推進

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援サービスの充実や在宅福祉サービスの向上などにより社会参加を促進します。

6. 社会保障の充実

生活保護制度の適切な運用と国民健康保険事業の健全な運営、国民年金制度の啓発に努めます。

基本目標 2 「活力に満ちた産業のまち」

活力に満ちた「まちづくり」には、バランスがとれ時代の変化を先取りした地域産業を育成し、当町の活性化を図ることが重要です。

そのためには、地域資源の一層の活用により地域に根ざした産業の育成と各産業や地域教育活動との連携を図り、地域経済の活性化と時代に合った産業振興に努めます。

1. 農林業の推進

多様な担い手となる農業者の確保と育成、新しい時代の農業に向けた生産、流通体制の整備・再構築などとともに、特色ある農業振興を図ります。

また、森林の育成に向け計画的な施業を進め、林業の振興を図ります。

2. 水産業の推進

多様な担い手となる漁業者の確保と育成、限りある水産資源を守り育てるため資源管理に努め、増養殖漁業を積極的に進め、特色ある漁業振興を図ります。

3. 商工業の推進

商工業活動の活性化と地域の特性に合わせた商店街づくりに努めるとともに、商工会を中心とする商工業者自らの活動や試みを支援します。

4. 観光の推進

多彩な自然や歴史資源を活かし、特色あるイベントや温泉、食などを合わせた、新しい人の流れを創り出します。

5. 雇用、勤労者対策の推進

地場産業の振興や企業誘致などにより雇用の場の創出を図り、就労の促進に努めます。

基本目標3 「自然と共生する安全なまち」

人と自然が共生できる環境が求められており、これまで築き上げてきた自然環境の保全や将来も持続可能なまちの発展を目指していくためには、環境と共生することが重要です。

町民、事業者、行政が協力した地域環境の保全、自然や環境に配慮した生活スタイルの実現を支援するとともに、町民一人ひとりが安全で安心して暮らせる「まちづくり」のため、防犯対策や交通安全対策をはじめ、災害に強い「まちづくり」に努めます。

1. 環境、景観の保全と創造

町民一人ひとりが環境保全の重要性を認識し、町民・事業者・行政がお互いの役割の中で連携しながら、環境保全活動を推進します。

2. 公園、緑地、水辺の整備

町民が身近に親しむことのできる公園を整備するとともに、緑花に包まれた心豊かな快適なまちづくりを目指します。

3. 上下水道の整備

住環境の向上を図るため、安全で衛生的な水の安定供給と公共下水道の整備と水洗化率の向上に努め、公共下水道計画区域外での適正処理を促進します。

4. 環境衛生対策の推進

循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や再利用の推進に努め、不法投棄や野焼きの防止など環境美化意識の徹底を図ります。

5. 消防、防災体制の充実

災害時に的確な対応と情報収集・伝達ができるよう、地域における防災活動の支援や消防・防災体制の充実に努め、町民と行政が適切で迅速な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図るとともに、災害の未然防止に努めます。

6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

地域ぐるみでの交通安全対策の推進や防犯対策に努めるとともに、安全で安心できる消費生活を送ることができるよう消費者対策に努めます。

7. 地域自然エネルギーの活用

温泉熱や風力発電など、地域自然エネルギーの利活用を推進します。

基本目標4 「多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち」

にぎわいのある「まちづくり」には、それぞれの地域の特色を生かした総合的な視点の中で、交流を促進する快適な居住空間を形成することが重要です。

そのため、地域の特色を生かした土地利用や、快適な住環境、交通基盤の整備・充実、水産基盤の整備を図るとともに、情報化社会に対応したまちづくりを進めます。

1. 調和のとれた土地利用の推進

豊かな自然や景観と調和した土地利用を推進するため、土地の有効利用に努めます。

2. 市街地の整備

地域特性を生かした基盤整備を図るとともに、交流の中から作るにぎわいの場づくりに向けた取り組みを推進します。

3. 住宅対策の推進

住環境の向上と定住の促進を図るため、魅力ある住宅建設の促進に努め、建築物の耐震対策を図ります。

4. 道路網の整備

安全で円滑な交通の流れを生み出す道路ネットワークの形成を目指し、日常生活の利便性の向上と、誰もが安全で通行しやすい道路環境の整備を進めます。

5. 公共交通機関の充実

地域住民の交通手段の確保に向けたバス路線の維持に努めるとともに、将来における公共交通機関のあり方についての検討を進めます。

6. 港湾、漁港の整備

物流や交流の拠点、水産業の生産基盤として重要な役割を担う瀬棚港や各漁港の計画的整備を推進します。

7. 情報ネットワークの充実

情報通信ネットワーク環境の変化に対応した整備促進を図る一方、情報を活用した取り組みに努めます。

基本目標5 「豊かな人間性と文化を育むまち」

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育ち能力を伸ばし、すべての町民が学び支え合いながら成長しあう「まちづくり」が重要です。

そのためには、豊かな人間性と生きる力を育むために、地域の特色を生かした教育を推進し、学校・家庭・地域が一体となって取り組み、次代を担う創造力と豊かな心を持つ人材の育成に努めます。

また、町民一人ひとりが歴史・文化にふれあい、自己を高め、価値を生み出し、していくための学習、文化、スポーツなどへの活動を支援します。

1. 生涯学習の推進

町民が参加しやすい学習機会の提供などに努め、その成果が適切に評価され、当町のまちづくりに生かせるよう、全町的な生涯学習の推進を図ります。

2. 学校教育の充実

基礎・学力の定着を図りながら、豊かな心や社会性を育むことができる教育環境を創出するとともに、当町の特性や地域の人材を生かした特色ある教育、地域に根ざした特色ある学校づくりを進め、教育内容の一層の充実に努めます。

3. 青少年の健全育成

次代を担う青少年が心身ともに健全に育つよう、家庭教育力の向上と地域全体で取り組む環境づくりを推進します。

4. 芸術、文化の振興

文化活動への積極的な参加を促進し、様々な文化・芸術に接する機会の拡充に努めます。また、地域の歴史資源を掘り起こし、郷土に対する関心を高め、文化の薫るまちづくりにつなげます。

5. スポーツの振興

町民がスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりや地域のコミュニケーションの形成に努めます。

6. 国際交流の充実

国際理解を深め、国際的な感覚を持った人材の育成に努めるとともに、姉妹都市交流事業を推進します。

基本目標6 「みんなで作るまち」

町民と行政が自らの責任と役割を分担し、新たな時代に対応できる「まちづくり」を推進するとともに、地域間交流や町民との協働の取り組みが重要です。

そのためには、町民一人ひとりの意欲が「まちづくり」に生かされるような協働型社会の実現のため、町民ニーズの多様化に対応できる効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

また、広域的な地域間の交流を促進し、交流と連携によるまちづくりを推進します。

1. 新時代のコミュニティ形成

地域住民の参加による町内会活動を中心に、地域の課題を解決するコミュニティ活動を推進します。

2. 人権尊重のまちづくりの推進

人権問題に対する町民一人ひとりの理解を深め、人権教育や啓発活動を効果的に推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。

3. 男女共同参画社会の形成

社会のあらゆる場面において、性別による差別をなくし、男女一人ひとりが自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現に努めます。

4. 協働のまちづくりの推進

行政情報を積極的に提供し、町政への理解と関心を高めると同時に、町民意見を町政に反映していくよう努めるとともに、町民と行政が協働で行う活動の機会を多くすることにより、協働によるまちづくりを推進します。

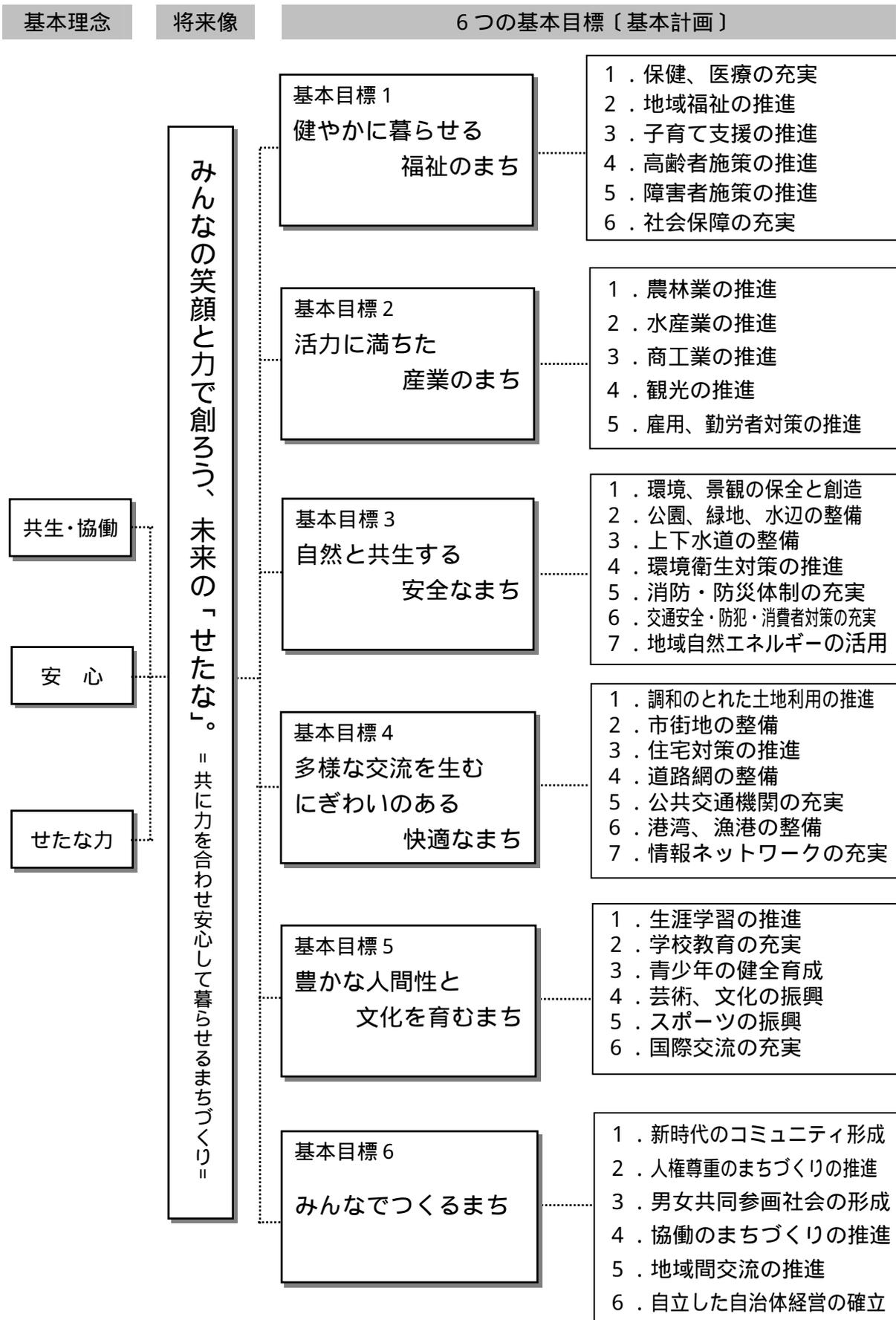
5. 地域間交流の推進

広域行政による交流・連携の推進に努める一方、町民が主体となって他の自治体との交流を促進します。

6. 自立した自治体経営の確立

的確な行政改革の推進により、効率的・効果的な行政運営に努め、人材育成や研修制度の充実を図ります。また、財源の安定的確保を図るとともに、健全な財政運営を目指します。

5. せたな町総合計画の体系



基本計画

基本目標 1 「健やかに暮らせる福祉のまち」

1. 保健、医療の充実

【現状と課題】

健康への関心が高まっています。健康であることは、町民一人ひとりが明るく充実した生活を送るための基本であり、若いころからの運動の習慣や正しい生活習慣を身につけ、年齢や体力に応じた健康管理や健康づくりが大切となっています。また、社会の複雑化に伴い、ストレスの蓄積などから引き起こされる病気の予防など、心の健康に関する問題も身近なものとなっています。

そのため、生活習慣病の改善指導とともに、高齢期において介護が必要な状態にならないよう、各種予防対策の充実に努めています。

健康は、自己の管理によって維持・増進を図っていくことが基本ですが、仲間や地域ぐるみで健康づくり活動を推進していく必要があります。

地域に密着した医療体制の充実が求められています。当町は、合併後に公的医療体制を再編し、1病院2診療所を中心に、他の医療機関と連携した医療サービスの提供に努めています。

医療を取り巻く環境は厳しいものがありますが、緊急時の対応を迅速に行う体制づくり、高齢者を取り巻く医療体制など、効果的な医療連携と施設整備を進めながら、より一層の医療体制の強化が必要です。

【主な施策の内容】

町民一人ひとりの自主的な取り組みを基本に、健康づくり活動の支援や各種保健事業を推進します。また、町民が安心して医療サービスを受けることができるよう、町内医療機関の充実と生活圏を重視した医療連携に努めます。

施 策	内 容
健康情報の提供と相談の充実	町民一人ひとりの生活習慣や身体能力に合った多様な健康づくりが進むよう、保健師などの指導体制の強化を図り、健康に関する情報の提供、健康教育・相談の充実に努めます。
健康に対する意識向上と活動支援	町民一人ひとりの健康に対する意識の高揚を図るとともに、「健康をつくり守る」ための学習会や健康教室など、健康づくり活動を支援します。 また、地域の健康づくり活動の促進を図るため、健康づくり推進員の活動を支援します。
健康診査と保健指導の充実	特定健康診査やがん検診など、各種健康診査事業の充実と受診率の向上に努めるとともに、健診後の保健指導の充実を図り、健康づくりを推進します。
母子保健活動の推進	安心して子どもを産み育てることができるよう各種検診、相談、保健指導を通して母性保護、育児支援を中心とした母子保健活動を推進します。

生活習慣病予防の推進	メタボリック・シンドロームに着目した生活習慣病予防に関する知識の普及や個々に応じた生活習慣改善のための保健指導の充実を図ります。
心の健康づくりへの支援	ストレスや心理的な要因から引き起こされる心の病気を予防し、心身ともに健やかに過ごせるよう、知識の普及啓発や相談・支援など心の健康づくり活動を推進します。
町内医療体制の充実	国保病院・診療所及び町内医療機関と連携・協力して一次医療の充実を促進するとともに、専門科目の委託診療の充実、保健・福祉との連携に努め、疾病予防や介護予防に取り組めます。
近隣医療機関との連携・救急医療体制の充実	地域医療連携制度により、二次医療圏・三次医療圏となる近隣の病院との連携を推進するとともに、緊急時における救急患者の受け入れを迅速かつ的確に行うため、生活圏を重視した救急医療体制の充実を図ります。

2. 地域福祉の推進

【現状と課題】

高齢化の進行により、支援を必要とする高齢者が増加しています。このため、地域ぐるみで共に支えあう地域福祉の仕組みづくりが重要となっています。年齢とともに、日常生活の中で周囲の支えが必要となる可能性は高く、地域で町民一人ひとりが参加・協力しながら関係機関と連携を図り、問題解決に結び付けていく必要があります。

このため、日常的な地域での助け合いによる福祉活動の充実を図るとともに、社会福祉協議会や町内会、ボランティア団体などの育成に努めるなど、地域ぐるみによる福祉ネットワークの形成が求められています。

また、誰もが生き生きと生活できるよう公共施設などのバリアフリー化を進めるなど、安全に安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を進めることが大切です。

【主な施策の内容】

住み慣れた地域で共に支え合いながら暮らすことのできるまちづくりを目指します。

施 策	内 容
地域ぐるみ福祉ネットワークづくり	町社会福祉協議会と連携して、民生委員・児童委員・健康づくり推進員や町内会、ボランティア団体などとのネットワーク化を進め、定期的な訪問など地域ぐるみで支え合う福祉ネットワークの形成を図ります。
バリアフリー化の推進	福祉施設をはじめ公共的施設や道路環境など、ユニバーサルデザインの視点に立った安全なまちづくりや、高齢者や障害者の住宅改良のための支援を図ります。

3. 子育て支援の推進

【現状と課題】

全国的に少子化が進む中、当町においても出生数は少なくなる傾向にあります。少子化の進行は、子どもの健やかな成長に影響を及ぼすだけでなく、社会の活力低下など様々な影響をもたらします。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要です。特に、女性の就労と社会参加が進み、保育サービスの一層の充実、多様化する保育ニーズを反映した対応が求められています。

核家族化や地域の結びつきの低下、子どもの減少とあいまって子供同士のふれあいや遊ぶ機会が少なくなるなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育ての悩みや不安を感じる家庭の増加も危惧されることから、その対応が求められています。

そうした中、子どもと家庭の総合的な窓口として、また、親同士がお互いの悩みを話し合うことができ、交流が図られる場として子育て支援センターの役割は大きく、子育て支援の充実が必要です。

【主な施策の内容】

安心して子どもを産み、育てることのできるよう母子保健との連携や多様な保育ニーズへの対応など、子育て環境の整備を図ります。

施 策	内 容
子育て支援ネットワークづくり	安心して子どもを産み育てることのできるよう、保健・医療・福祉・教育・地域が一体となったネットワーク化や子育てサークル活動を支援します。
多様な保育ニーズへの対応	育児と仕事の両立支援策として、保育所(園)での保育サービスの充実を図るとともに、学習・交流事業の拡充など幼保一元化による保育サービスの検討を行います。
子育て支援センターの充実	悩みを気軽に相談できる保護者同士の交流や学習の場として、子育て支援センターの機能充実を図ります。
学童保育の充実	保育時間の見直しなど利用実態に合った保育体制の充実に努めます。
子どもたちの居場所づくりの推進	地域における子どもたちの健全育成の場として、児童館や公園などの活用を図るとともに、世代間交流や地域の人たちとの交流ができる機会を確保します。
ひとり親家庭等への支援	生活の安定と自立を助けるため、ひとり親家庭等や乳幼児の医療費を助成し、経済的支援を図ります。

4. 高齢者施策の推進

【現状と課題】

当町の高齢化率は、平成19年4月現在33.7%で、北海道平均の22.3%に比べ非常に高い割合で推移しており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の一層の増加が見込まれます。

平成18年度より介護保険制度は、高齢者が要介護状態にならないよう予防を重視した制度へと見直されました。こうした中で、総合的な介護予防事業への取り組みとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域総合ケア体制の充実が必要です。

一方、高齢者が生きがいをもって活躍できるよう、高齢者の多様なニーズに対応した地域活動、ボランティア活動などに参加できる環境づくりが求められています。また、高齢者の持つ豊かな知識・経験を活用できる場づくりなども必要となっています。

【主な施策の内容】

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して生き生きとした生活を送れるよう、総合的な高齢者保健福祉の充実を図ります。

施 策	内 容
生きがいづくり支援	高齢者が生き生きとした生活を送れるよう、老人クラブ等の仲間づくりなどを支援します。 また、健康づくりや生きがいづくりのため、高齢者の知識や経験を生かしたボランティア活動を支援します。
日常生活の支援	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の閉じこもりを防止し、孤独感を解消できるよう、地域とのふれあい、地域での見守り、緊急時の対応など日常生活を支援します。
介護予防サービスの充実	介護を必要とする状態にならないための予防として、介護予防教室や高齢者の食生活の改善、認知症予防など地域支援事業を推進します。
総合的な高齢者福祉対策の推進	せたな町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進と、各種施策の充実に努めます。また、介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、細かなサービスの提供や在宅介護の体制づくりとして、地域資源を有効に活用し、町民が一丸となって地域の福祉を支える地域ケア体制の充実を図ります。 また、在宅生活が困難な高齢者が利用できる高齢者福祉施設等の整備について様々な角度から検討します。
相談窓口の充実	保健、医療、福祉に関する情報提供と、様々な相談に応じることができるよう、地域包括支援センターなど、専門性を生かした相談窓口の充実を図ります。

5 . 障害者施策の推進

【現状と課題】

障害者が、住み慣れた地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるよう、安定した制度の運営が課題となっています。

障害の種別によるサービス格差の解消や就労機会の拡大と社会参加の促進を図り、共に力を合わせ、安心して住み続けることのできる協働の取り組みを定着させていくことが必要です。

【主な施策の内容】

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援サービスの充実や在宅福祉サービスの向上などにより社会参加を促進します。

施 策	内 容
障害者福祉の充実	障害者の自立支援を行うため、相談支援ケースに十分に対応できる専任職員の配置など体制整備に努めます。
在宅福祉サービスの充実	住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、一人ひとりのニーズや適正に応じた支援ができるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
就労の支援	共同作業所の充実や広域での対応などにより、障害者の就労の支援に努めます。
地域生活支援事業の充実	地域活動支援センターの機能強化や在宅生活に対応した地域支援体制の充実に努めます。
重度心身障害者への支援	生活の安定と自立を助けるため、重度心身障害者医療費を助成し、経済的支援を図ります。

6. 社会保障の充実

【現状と課題】

低所得者が経済的に自立し、健康で文化的な生活ができるよう、関係機関や民生・児童委員と連携し、相談・指導体制の充実や生活保護制度の適切な運用が必要です。

また、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する的確な情報提供と相談体制の充実が必要です。

【主な施策の内容】

生活保護制度の適切な運用と国民健康保険事業の健全な運営、国民年金制度の啓発に努めます。

施 策	内 容
生活保護等に対する援助体制の充実	低所得者が経済的に自立し、健康で文化的な生活が送れるよう、関係機関や民生・児童委員と協力して、相談指導体制の充実や、制度の適切な運用に努めます。
国民年金	国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実を通じ、制度の周知と理解に努めます。
国民健康保険	国民健康保険事業の健全な運営を図るため、町民の健康づくりを推進し、制度への理解と保険税収納率の向上に努めます。

基本目標 2 「活力に満ちた産業のまち」

1. 農林業の推進

【現状と課題】

当町の基幹産業である農業は、稲作や特色ある農畜産物などを中心に市場で高い評価を得ておりますが、高齢化や担い手不足による遊休農地の増加が予想されるなど、農業を取り巻く生産環境は厳しいものがあり、これからの農業政策については、これらを踏まえた施策が必要です。

一方、消費者はより安全で安心できる新鮮な食品を求める傾向が強まっており、有機農畜産物や減農薬栽培などの需要が高まっています。さらに、農業の持つ環境や景観、国土の保全、食材に関連する新ビジネス、農業と食を中心とした多面的な交流など、農業への期待は大きくなっています。こうした期待と同時に、消費者ニーズへの迅速な対応が重要で、女性、高齢者を含めた生産者と消費者との多様な係わりができる生産、流通のあり方を探り、検討していく必要があります。

森林は、木材生産の場だけでなく、国土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収及び保健休養の場など、町民生活に多様な役割を持っておりますが、林業採算性の悪化などにより林業生産活動も停滞しています。このため、手入れ不足の森林が増え森林機能が十分に発揮できず、また、担い手の減少と高齢化から適正な森林管理が困難な状況にあります。

一方、近年の道産材の自給率の伸びを背景に、林業再生のきざしが見えており、循環型林業の取り組みなど、将来を見据えた計画的な森林整備が必要です。

【主な施策の内容】

多様な担い手の確保と育成、新しい時代の農業に向けた生産、流通体制の整備・再構築などとともに、特色ある農業振興を図ります。また、森林の育成に向け計画的な施策を進め、林業の振興を図ります。

施 策	内 容
生産基盤の充実	農業生産体制の基盤づくりとして、ほ場整備など生産性の高い土地改良の推進、畑地かんがい施設の維持管理や土づくり、農地の適切な利用促進、農道の整備など、農業生産基盤の整備を進めます。
新しい時代にふさわしい魅力ある農業経営	農業経営における法人化の促進と支援、広域的な生産・出荷体制の整備、高収益な新規作物の導入など、生産性の向上を追及する農業経営への移行を農業協同組合等と一体となって促進・支援します。 また、農畜産物の防疫対策強化、コントラクターの育成に努めます。
多様な担い手の確保と育成	認定農業者を中心としながら、女性、定年退職者層など、農家以外の参入を含め、多様な担い手の確保と育成を幅広い視野のもとで支援・促進します。
特色ある農業振興	消費者の安全、安心指向の高まりに対応した環境保全型農業への移行を促進し、特色ある農業振興を図ります。 また、効率的かつ地産地消の推進を図ります。

基本目標2 「活力に満ちた産業のまち」

観光・交流型農業の推進	グリーンツーリズムなどを通じて、都市と農村の観光・交流型農業を推進します。
森林の整備・保全	森林の持つ機能の維持向上を図るため、適切な間伐や枝打ちなど保全対策を推進するとともに、適切な森林施業を推進し森林整備を図ります。
林業生産の振興	森林の保護啓発を推進しながら、造林事業など支援制度の情報提供を行い、林業生産活動の活発化を図れるよう、担い手の育成や労働力の確保など、森林資源の充実を図ります。

2. 水産業の推進

【現状と課題】

水産業は、農業とともに当町の基幹産業として、地域振興に重要な役割を担っていますが、漁獲規制や資源の減少、漁業就労者の高齢化と後継者不足など、漁業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

そのため、当町では、資源管理型漁業として漁場の造成や漁港の整備を積極的に進め、獲る漁業から「つくり育て売る漁業」への転換を図り、漁業生産の拡大と経営の安定に努めております。

今後も、地方港湾瀬棚港や各漁港などを拠点に、栽培漁業センターや水産種苗育成センターとの連携など地域の特色を活かした、大規模な栽培漁業の推進を図り、市場経済と結びついた生産体制づくりを進める必要があります。

【主な施策の内容】

多様な担い手となる漁業者の確保と育成、限りある水産資源を守り育てるため資源管理に努め、増養殖漁業を積極的に進め、特色ある漁業振興を図ります。

施 策	内 容
沿岸漁業の生産基盤拡大	大型魚礁などの設置による漁場の造成を進め、漁業生産の向上と漁業経営の安定を図ります。 また、市場で高く評価されている岩のりの増殖や前浜の回復を目指した磯焼け対策などの調査・試験事業に取り組みます。
資源管理型漁業	漁業協同組合や漁業者と連携し、限りある水産資源を守り育てるため、種苗放流、藻場の造成、サケ稚魚二次飼育池の活用などにより魚種資源の強化を図ります。 また、国内外で需要が高まっているナマコの生産については、大成水産種苗センターを核としながら、関係機関と連携し取り組みます。
多様な担い手となる漁業者の確保と育成	安定した漁業生産体制の確立のもと、漁業後継者等の確保を図るため、漁業協同組合等と一体となって育成・支援に努めます。

3. 商工業の推進

【現状と課題】

小売業を中心とする当町の商業は、周辺地域の大型店に町内の購買力が流出するなど、厳しい状況に置かれています。今後、経営者の高齢化と後継者不足が進む中、町民生活の利便の向上を図るためにも、商店街の活性化をはじめ、身近な地域で買い物のできる環境を確保していくことが必要です。

にぎわいと活力のあるまちづくりにとって、商業の果たす役割は大きく、にぎわいの場づくりと合わせ、それぞれの地域での商業拠点の形成が期待されます。

また、これからのまちづくりでは、観光や交流、産業などとの様々な活動を結集していくことが必要であり、そうした活動を商業振興につなげていくことが重要です。

【主な施策の内容】

商工業活動の活性化と地域の特性に合わせた商店街づくりに努めるとともに、商工会を中心とする商工業者自らの活動や試みを支援します。

施 策	内 容
魅力ある商店街づくり	合併により3区それぞれに形成されている商店街は、地域の活性化に大きな役割を担っており、経営基盤の強化、ポイントカードなど共同サービスの実施、産業と連携したにぎわいの場づくりなどを通じ、魅力ある商店街の形成、購買者の利便性向上とともに、人の流れを呼び込むための取り組みに支援します。
商工会への支援と連携強化	商工会との情報交換、連携強化を進めながら、経営改善指導体制強化の支援、経営の近代化や安定を図るため融資制度の充実・支援に努め、商工業の振興を図ります。
担い手となる商工業者の確保と育成	活気のある商店街づくりと、安定した経営体制のもと、高齢化に歯止めをかけるとともに、意欲的な後継者や担い手の確保・育成を支援します。 また、活動の中心となる女性部・青年部の支援・連携を図ります。

4. 観光の推進

【現状と課題】

当町は、海や山の自然の豊かさや多彩さを提供することで、自然散策やレクリエーションなどを目的に、足を向けたくなる地域として高い可能性を持っています。

三本杉岩や親子熊岩などの奇岩が続く海岸線、海洋センターでのマリンスポーツや道内有数の規模を誇るパークゴルフ場、歴史資源である北海道最古の山岳霊場の太田神社や日本最初の女医荻野吟子開業の地、温泉、新鮮な農水産物や特色あるイベントなどの観光資源を備えています。

これら観光・レクリエーション資源を活用した、観光拠点のネットワークづくりが求められています。豊かな自然、歴史資源、地域産業と連携した食などを活かした体験・学習型、滞在型の交流観光を目指し、地域の活性化を図る必要があります。

【主な施策の内容】

多彩な自然や歴史資源を活かし、特色あるイベントや温泉、食などを合わせた、新しい人の流れを創り出します。

施 策	内 容
特色ある観光基盤の整備と交流事業の推進	豊かな自然環境を通して、歴史や文化、温泉や食、花などの多様な地域資源を活かして「見る・食べる・遊ぶ・安らぐ・集う」ことのできる、新町としての新たな観光・レクリエーションの充実を図ります。
食と特産品づくり	食は観光・行楽で最も重要な要素であり、農業・漁業・観光協会等と連携し、町内の飲食店等の協力を得ながら、「せたな」の食情報の発信、食材の提供に努めます。 また、農水産物を活かした特産品の開発と販路の拡大を支援します。
観光客受け入れ体制の強化	観光客受け入れの拠点となる観光施設の整備、観光を支える人材の育成に努め、観光客の入り込みを増やします。
観光PRの推進	地域の魅力を発信するため、多様な手段を用いた強力な誘致活動を展開し、せたな観光の形成・定着を図ります。 また、離島奥尻や近隣町との連携を強め、広域観光による滞在型観光の推進に努めます。
イベント開催による交流事業の推進	各区での地域の魅力を活かしたイベントや温泉など地域間での結びつきを強化し、観光地としての魅力向上と交流事業の推進に努めます。 また、新たなイベントや体験メニューの創出に向けた取り組みに支援します。

5. 雇用、勤労者対策の推進

【現状と課題】

長引く不況を受けて景気は低迷し、雇用をめぐる状況は一層厳しさを増しています。当町の産業別人口は、平成17年国勢調査で第1次産業1,250人、第2次産業1,060人、第3次産業2,754人となっており、いずれも減少傾向にあり、今後ともこれらの傾向が続くことが予想されます。

こうした状況から、企業誘致や各種産業の振興と施策を積極的に推進し、若者の定住に向けた多様な雇用の場を確保することが求められています。さらに、少子・高齢化社会の中、子育てしやすい環境づくりや高齢者・障害者が就労を通して生きがいを感じ、生き生きと暮らせるように、雇用促進に向けた施策が必要となっています。

また、団塊の世代の退職をうけて、就業意欲にあふれる中高齢者の増加や都会からの回帰も予想されることから、新たな就労問題が顕在化していくことも懸念されます。

【主な施策の内容】

地場産業の振興や企業誘致などにより雇用の場の創出を図り、就労の促進に努めます。

施 策	内 容
雇用対策の推進	若者や中高齢者、女性、高齢者、障害者など様々な就労ニーズに応えるため、ハローワークなどと連携を図り、雇用・就労の促進に努めます。
労働関係情報の提供	季節勤労者など、安定した生活と福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら、労働関係情報の提供や支援に努めます。
就労の場の確保	地場産業の振興や企業誘致などにより、多様な就労の場の確保に努めます。

基本目標3 「自然と共生する安全なまち」

1. 環境・景観の保全と創造

【現状と課題】

環境問題は、振動や騒音、水質汚濁など地域の環境問題としての公害から、有害化学物質による環境汚染や健康被害、地球規模での温暖化等の問題まで非常に複雑・多岐にわたっています。こうした状況の中で、快適な生活を守る環境保全対策を関係機関と連携し進めていく必要があります。

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造の中にあっては、町内の経済活動や町民一人ひとりの生活において、環境への配慮が求められています。

このため、町民や事業所そして行政が、自らの活動を環境の視点から見直し、資源やエネルギーの無駄を無くした循環的な利用に取り組む必要があります。

豊かな自然環境や景観の保全への取り組みが全町的なものになることが大切です。

【主な施策の内容】

町民一人ひとりが環境保全の重要性を認識し、町民・事業者・行政がお互いの役割の中で連携しながら、環境保全活動を推進します。

施 策	内 容
自主的な取り組みの推進	地球温暖化防止や環境にやさしい暮らし方を定着させるため、町広報などを利用して環境保全に関する意識の啓発を図るとともに、学校教育や生涯学習などを通して、環境に対する理解の充実に努め、身の回りからの取り組みを促進します。
環境保全対策の推進	河川への汚水・汚泥等の流出による水質汚濁に関する監視体制の充実、意識の徹底に努めます。
地球温暖化対策の推進	町民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策など環境問題に取り組みます。
自然環境保全と緑と海の景観づくり	自然保護の大切さを理解し、当町が誇る狩場山系や海岸線を中心とする豊かな自然環境に親しみながら守り育てるとともに、緑と海を感じる景観づくりに努めます。

2. 公園、緑地、水辺の整備

【現状と課題】

公園・緑地は、生活環境の保全やレクリエーションなど町民の憩いの場として重要な役割を果たしています。当町では、2つの道立自然公園を有しており、町民が、自然と触れ合いながら安心して憩える場を確保するため、身近な公園や広場の整備が必要です。

当町には、緑や水、スポーツに親しむ公園や児童公園が各区に整備され、多くの町民が利用していますが、施設を大切に利用するという意識を持ちながら、豊かな緑や水辺に包まれた快適な環境をつくるため、施設の維持管理についても検討していくことが必要です。

また、町内全体で町民参加による花いっぱい運動が行われております。今後も町民の理解のもと花に包まれた町並みづくりや植樹活動の一層の推進が必要です。

【主な施策の内容】

町民が身近に親しむことのできる公園を整備するとともに、緑花に包まれた心豊かな快適なまちづくりを目指します。

施 策	内 容
親しまれる公園づくり	各区に整備されている公園は、災害時の広域避難場所としての防災機能の確保に努めるとともに、児童公園を含め遊具などの安全対策と適切な管理に努め、地域に親しまれる公園づくりを目指します。
花いっぱい運動の推進	町民参加による花いっぱい運動を推進するとともに、家庭や事業所等での緑化を促進し、豊かな緑や花に包まれた快適なまちづくりを目指します。
植樹活動の推進	海と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、その重要性を理解しながら、植樹活動を継続して実施します。

3. 上下水道の整備

【現状と課題】

町民が健康で快適な生活をする上で欠かすことのできないのが水の供給です。水需要の増大、災害時への対応、近年の異常気象などを踏まえ、今後も安定的な水源を確保しながら、水道施設の整備、管理体制の充実を図るとともに、水資源の大切さを町民一人ひとりが自覚し、安全で衛生的な水の安定供給に努めなければなりません。

河川や海などの水質汚濁の主な原因とされます生活排水については、合併前からそれぞれの町において市街地を中心に公共下水道及び漁業集落排水の整備が進められています。平成18年度末現在、公共下水道及び漁業集落排水を含めた整備率(供用開始済人口/行政人口)は60.7%となっており、水洗化率(水洗化人口/供用開始済人口)は65.1%とまだ低いため、水洗化率の向上が必要です。

今後も計画的に事業を進めるとともに、公共下水道計画外の区域については、合併処理浄化槽などの設置を促進していく必要があります。

し尿処理については、北部檜山衛生センター組合において処理されていますが、公共下水道の普及に伴い、し尿収集量が減少していることから、安定した処理が困難な状況にあり、今後の施設整備に合わせ、MICS事業(汚水処理施設共同整備事業)の導入による適切な処理方法を検討する必要があります。

【主な施策の内容】

住環境の向上を図るため、安全で衛生的な水の安定供給と公共下水道の整備と水洗化率の向上に努め、公共下水道計画区域外での適正処理を促進します。

施 策	内 容
計画的な水道施設の整備	安定した水の供給ができるよう水源の確保に努め、漏水、破裂の防止、老朽施設・老朽管の計画的な更新を進めるとともに、漏水箇所の早期発見と改修に努めます。 また、水道事業統合の検討や計画的、効率的な上水道施設の整備・更新を図ります。
水道料金の統一	町民サービスの公平性を確保するため、3区の事業運営の調整を図りながら、料金の統一を行います。
公共下水道事業等の推進	市街化区域及び隣接する市街化調整区域の公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、下水道整備の効果を十分発揮するため、水洗化率の向上に努めます。
合併処理浄化槽の設置促進	公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置と維持管理の適正化を促進・支援します。
適切なし尿等の処理	公共下水道施設の整備に合わせたMICS事業の導入など、適切なし尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めます。

4 . 環境衛生対策の推進

【現状と課題】

当町のごみは、檜山北部衛生センター組合で処理が行われており、ごみ排出量は年々増加の傾向にあります。

国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済からの脱却を目指し、平成12年に循環型社会形成推進基本法を施行したのをはじめ、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法など各種法整備を行い、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。

このため、当町においても一層のごみの減量化や分別収集の徹底、再資源化など、持続可能な循環型社会の構築と必要な処理施設の充実を図り、ごみ減量のまちづくりを進めていく必要があります。

また、不法投棄や野焼きなども見られ、生活環境に大きな影響を与えていることから、ルールへの遵守など環境美化に対する意識改革が必要です。

【主な施策の内容】

循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や再利用の推進に努め、不法投棄や野焼きの防止など環境美化意識の徹底を図ります。

施 策	内 容
ごみの減量化、リサイクルの推進	家庭などから排出されるごみの分別収集の徹底を図るとともに、資源ごみの量や品目の増加に対応できるよう、地域に密着したリサイクルを推進し、ごみの減量化に努めます。
資源回収の推進	町内会などと協力して、資源ごみの回収を引き続き推進します。
自主的活動の推進	家庭での生ごみの堆肥化やマイバックの推進、商店での過剰包装や使い捨て商品の自粛、事業所で発生する産業廃棄物等の減量化や適正処理に努めます。
処理施設の機能充実	ダイオキシン排出基準を遵守するための焼却施設等の充実と最終処分場整備を図ります。
環境美化意識の徹底	地域が一体となって、不法投棄や野焼きの未然防止、飼い犬のふん対策や野良猫被害対策など、環境美化意識の徹底に努めます。

5. 消防、防災体制の充実

【現状と課題】

災害対策の基本となります「地域防災計画」は、平成18年度に策定され、災害時における対策の強化検討が求められています。

災害が発生した場合には、情報伝達機能の確保や支援活動との連携など、総合的な防災対策が必要となります。特に、地域での助け合いなど町民一人ひとりの果たす役割は大きく、地域における自主防災組織の育成や、防災訓練などを通じた自主的な防災体制の強化、防災行政無線の機能充実と活用を進めていく必要があります。

消防救急体制は、檜山広域行政組合せたな消防署、瀬棚・大成各支署及び各消防団を中心に、火災、風水害、地震などの災害に備え、地域の災害時の核として重要な役割を果たしており、その機能を的確に発揮できる消防体制の一層の充実が求められています。また、救急出動件数は年々増加の傾向にあり、今後においても医療機関との連携のもと救急救命士による搬送体制の充実など、救急業務の一層の高度化が必要となっています。

さらに、がけ崩れや地すべりなど土砂災害等を未然に防ぐため、急傾斜地崩壊危険区域での防止工事や治山事業、河川改修事業、海岸保全事業について、関係機関に対し引き続き事業化の要請を行っていく必要があります。

【主な施策の内容】

災害時に的確な対応と情報収集・伝達ができるよう、地域における防災活動の支援や消防・防災体制の充実に努め、町民と行政が適切で迅速な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図るとともに、災害の未然防止に努めます。

施 策	内 容
自主防災活動の推進	災害時に町民、行政が一体となった対応が図られるよう、自主防災組織の育成に努めるとともに、地域ぐるみでの防災訓練の実施や災害弱者への支援体制の整備など、対応力を備えた自主防災活動の展開に努めます。
防災施設の充実	災害時に正しい情報伝達ができるよう、防災行政無線を含めた総合的な機能充実を図ります。 また、防災活動に必要な資機材の充実に努めます。
防災対策の充実	地域防災計画を基本に、合併により広範囲となった地域性を踏まえ、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、総合的な防災対策の強化に努めます。 また、災害時の広域応援体制の整備を図ります。
消防・救急体制の充実	合併による地域特性に配慮した消防・救急業務の一層の充実を図るため、消防団員の確保、計画的な消防資機材の導入・更新、救急救命士の育成や医療機関と連携した救急体制の整備、消防施設の整備に努めます。
災害の未然防止対策	がけ崩れや地すべりなどの危険箇所について、急傾斜地崩壊防止事業や治山・治水事業、海岸保全事業の促進を図ります。

6. 交通安全・防犯・消費者対策の充実

【現状と課題】

交通事故のない町をつくるため、交通安全施設の整備や交通安全運動を積極的に進めておりますが、運転者、歩行者が交通マナーを守り、思いやりの心を持つことが大切です。特に、これからは高齢者が多くなる中で、高齢者や子ども・障害者など、すべての利用者が安心して歩くことのできる道路環境づくりが求められています。

近年、地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。このため、より一層、家庭、地域、学校など関係機関が一体となって防犯体制の確立を図るとともに、防犯灯等の設置による夜間の犯罪防止など、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

経済社会環境の急速な進展と消費者ニーズの多様化は、電子マネーやインターネットを活用した商品取引が行われるなど、販売形態の多様化・高度化が一段と進み、消費者トラブルが急増しています。特に、高齢者を狙った高額商品販売や振り込め詐欺などによる被害も増大しています。

的確な情報提供、消費者の意識啓発や知識の普及、相談体制の充実が必要です。

【主な施策の内容】

地域ぐるみでの交通安全対策の推進や防犯対策に努めるとともに、安全で安心できる消費生活を送ることができるよう消費者対策に努めます。

施 策	内 容
交通安全意識の向上	子どもや高齢者などを対象とした交通安全教育の充実や交通安全指導員や町内会等による街頭指導などにより、交通安全運動を推進します。
事故のない安全な道路整備	道路状況に応じて、交差点の改良や道路照明灯、カーブミラーの設置など、安全で人にやさしい道路環境の整備に努めます。
地域防犯体制の充実	安全パトロールの推進、「子ども 110 番」や「子ども安全協力の家」の充実、防犯灯の計画的な整備などにより、地域における防犯意識の向上と防犯活動を推進します。 また、町内会等の自主防犯活動団体の育成に努めます。
消費者の意識啓発	消費者の安全と利益を守るため、被害事例や予防対策などの情報提供に努め、消費者の意識啓発や知識の普及を推進します。
消費者相談体制の充実	消費者が抱える悩みや諸問題を解決するため、消費生活センターなど関係機関と連携し、相談業務の充実に努めます。

7. 地域自然エネルギーの活用

【現状と課題】

各区で湧出している温泉は、宿泊施設などでの一般浴用や公共施設での暖房、水産種苗育成施設等で活用されています。地熱資源の有効な利活用を図るためにも、将来に向けて安定した湯量を確保するとともに、施設の整備が必要です。

地球規模での環境保護の視点から、自然エネルギーへの関心が高まっています。当町では、日本海特有の風を利用した風力発電への取り組みが進められ、日本初の洋上風車や民間事業者等による風力発電施設が建設されています。

今後も、地域自然エネルギーの利活用を進めるための調査研究により、自然環境との調和と地域振興に結びつけていく必要があります。

【主な施策の内容】

温泉熱や風力発電など、地域自然エネルギーの利活用を推進します。

施 策	内 容
温泉施設の整備充実	地域産業や観光振興に果たす役割が大きい温泉施設の安定した湯量確保など施設整備に努めます。
新エネルギーの導入促進	地域性を活かした風力発電など、環境保全や地域産業に結びつけた新エネルギーの活用に向けた調査研究に取り組みます。

基本目標4 「多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち」

1. 調和のとれた土地利用の推進

【現状と課題】

土地利用については、これまでそれぞれの地域で計画的に整備が進められてきましたが、都市計画法による市街化区域に指定されている北檜山区、瀬棚区と大成区について総合的な視点の中で、地域経済振興などとの調整をしながら、豊かな自然環境と調和した土地利用を図っていく必要があります。

また、移住・定住の促進を図るため、民間活力も促しながら宅地分譲地の整備を進める必要があります。

【主な施策の内容】

豊かな自然や景観と調和した土地利用を推進するため、土地の有効利用に努めます。

施 策	内 容
土地の有効利用	地域の特性に応じた、土地利用の秩序ある計画的な土地利用に努めます。
地籍整備の推進	土地利用の実態を把握するため、所有者の協力のもと必要に応じ計画的な地籍調査を進めます。また、土地情報処理システムの整備を図り、土地行政の円滑化に努めます。
宅地分譲の充実	定住・移住の促進に向け、宅地分譲地の造成・道路整備を推進します。

2. 市街地の整備

【現状と課題】

各区においてそれぞれ市街地が形成されています。道路等の生活基盤の整備が残っているところなど、住宅地や商店を中心に、それぞれの地域の特性を考慮しながら、快適な居住空間と人々が集う市街地環境づくりが必要です。

市街地整備にとって、商業機能等の集積を促進していくことは困難な状況ですので、地域の特色を活かした交流の場づくりを通しての機能集積が求められています。

【主な施策の内容】

地域特性を生かした基盤整備を図るとともに、交流の中から作るにぎわいの場づくりに向けた取り組みを推進します。

施 策	内 容
魅力ある市街地環境づくり	豊かな自然環境を生かした交流の場づくりを通じ、集い楽しむ機能集積が図られるよう、それぞれの地域ごと町民生活の利便性向上にもつながる町の核となる市街地づくりを推進します。
基盤整備の推進	北檜山区においては、都市計画マスタープランの策定に基づき、空き家・空き地の有効利用など計画的な基盤整備に努めます。
バリアフリーのまちづくり	高齢者や身体障害者、妊産婦など、誰もが安心して利用しやすい公共施設整備や道路の段差解消、歩道の整備などを図ります。

3. 住宅対策の推進

【現状と課題】

快適な居住環境の中で暮らし続けたい。これは、町民等しく共通の願いです。定住促進に向け、多様なニーズに応えながら魅力ある良質の住宅建設に努めます。

町営住宅は、若者の定住促進をはじめ、高齢者や障害者などに配慮した整備改善を基本に、せたな町全体の需要を見極めながら、建替えや水洗化などを計画的に進める必要があります。

また、大地震に備えての施設の耐震改修については、町営住宅など町内公共施設や個人住宅の耐震化を検討していく必要があります。

【主な施策の内容】

住環境の向上と定住の促進を図るため、魅力ある住宅建設の促進に努め、建築物の耐震対策を図ります。

施 策	内 容
良好な住環境の整備	<p>計画的な土地利用を進めるとともに、道路・下水道・公園などの基盤整備に努め、魅力ある居住環境づくりを進めます。</p> <p>また、公共施設や民間住宅における耐震改修を推進する一方、火災警報機の設置を促進します。</p>
町営住宅の充実	<p>若年層や高齢者・障害者など、多様な需要を見極めながら、必要な建替えや水洗化を計画的に進め、町民のニーズに対応した整備に努めます。</p>

4. 道路網の整備

【現状と課題】

地域間の交流・連携の基盤となる道路網は、町民の快適な生活を支えるとともに、災害時における物資等の輸送など、広域的な幹線道路とのネットワークを形成しており、その役割はますます重要度を増しています。

当町には、一般国道229号と230号があり、それぞれ道央・道南を結ぶ幹線道路や高速道路につながっており、地域高規格道路である渡島半島横断道路の整備促進など、まちづくりの要となる道路網の整備が求められています。さらに、将来の北海道新幹線開通を視野に入れた中での道路環境の充実が必要です。

また、町民の日常生活の利便性や産業活動の向上を図るうえで、町民の誰もが道路を安全・快適に利用できるよう、開発道路北檜山大成線など道道や町道の整備を進める必要があります。

【主な施策の内容】

安全で円滑な交通の流れを生み出す道路ネットワークの形成を目指し、日常生活の利便性の向上と、誰もが安全で通行しやすい道路環境の整備を進めます。

施 策	内 容
渡島半島横断道路の整備促進	当町と長万部町を結ぶ地域高規格道路「渡島半島横断道路」の早期整備を関係機関に要請します。
国道の整備促進	国道229号、230号にかかる越波対策や歩道設置、狭隘トンネル拡幅のほか、開発道路北檜山大成線の改良など、安全な道路整備や維持管理を関係機関に要請し、早期整備に努めます。
道道の整備促進	道道の適切な維持管理と道道北檜山大成線の早期完成、北海道新幹線開通に向けた近隣町を結ぶ幹線道路の整備を、関係機関に要請します。
町道の整備促進	継続事業の早期完成を目指すとともに、日常生活の利便性向上を図るため、地域の声を反映しながら計画的に促進します。

5. 公共交通機関の充実

【現状と課題】

当町におけるバス路線は、昭和63年の国鉄瀬棚線廃止後に長万部間を運行する代替バス・瀬棚線、檜山海岸線、久遠線、太櫓線、函館・札幌を結ぶ直行バスとして民間バス会社が、瀬棚区内では町営バスがそれぞれ運行されていますが、社会構造の変化により利用者は減少しています。

こうした利用者の減少は、乗合バス事業の運行を年々厳しいものにしてはいますが、一方では高齢化が進み、車利用が困難になる高齢者が増えることが見込まれますので、町民の利用ニーズなど利用実態を的確に把握しながら、バス路線を充実していく必要があります。

奥尻を結ぶフェリーは、観光や物資の輸送において重要な航路ですが、近年の利用者の減少から運行の縮小化も進んでおり、観光振興などによる利用促進を図る必要があります。

【主な施策の内容】

地域住民の交通手段の確保に向けたバス路線の維持に努めるとともに、将来における公共交通機関のあり方についての検討を進めます。

施 策	内 容
バス路線の維持	地域住民の身近な移動手段を確保するため、バス利用の拡大と支援により、路線の維持に努めます。
公共交通機関の研究	町内の公共交通機関のあり方について、様々な角度から調査研究し、当町の実情にあった交通網の整備について検討を進めます。
フェリー航路の維持	観光振興策とも連携し、奥尻島を結ぶフェリー航路の維持に努めます。

6 . 港湾、漁港の整備

【現状と課題】

当町には、地方港湾瀬棚港をはじめ 13 の漁港があり、地域産業に重要な役割を果たしています。

瀬棚港は、昭和 63 年に運輸省のマリントウンプロジェクトの指定を受け、港湾整備計画により整備が進められてきています。港内での大規模な増養殖事業の展開による水産業の振興や物流・交流の拠点として、計画的な整備により港湾機能の充実を図る必要があります。

漁港は、漁業生産の基盤として、それぞれ整備計画に基づき整備が進められています。漁業資源の減少などにより漁船漁業から、つくり育て売る漁業への転換により、漁業生産の拡大と経営の安定を図るため、さらなる漁港機能の充実が必要です。

【主な施策の内容】

物流や交流の拠点、水産業の生産基盤として重要な役割を担う瀬棚港や各漁港の計画的整備を推進します。

施 策	内 容
瀬棚港の整備促進	物流や人の交流の場、静穏海域での大規模な増養殖事業による水産業の振興を図るため、地方港湾瀬棚港の計画的な整備を進めます。
漁港の整備促進	漁業生産の基盤である漁港について、関係機関と連携しながら、計画的な整備を図り、漁業者の安全確保に努めます。

7. 情報ネットワークの充実

【現状と課題】

情報通信基盤の整備に伴い、インターネットや携帯電話などの普及は著しいものがあります。こうした情報通信手段の活用により、地域を越えた交流が可能となります。また、情報通信ネットワーク環境は大きく変化しており、テレビ放送のデジタル化も目前に控えています。

このため、町民や地域が自由に情報の受発信を行い、交流を楽しむことのできる環境整備を進める必要があります。

また、電子自治体構築に向け、行政サービスの情報化を進めており、ホームページの充実を図り情報を積極的に提供していく必要があります。

【主な施策の内容】

情報通信ネットワーク環境の変化に対応した整備促進を図る一方、情報を活用した取り組みに努めます。

施 策	内 容
地上デジタル化への対応	地上デジタル放送への移行に伴う円滑な受信に向け、情報提供など適切な対応を図ります。
携帯電話不通区域の解消	幅広い情報の受発信を可能とするため、町内や近隣町周辺地域での携帯電話の不通区域の解消に向け、関係機関へ要請します。
地域情報化基盤の整備	情報環境の変化に対応するため、高速インターネット網の利用拡大に向け、地域の情報通信ネットワークの整備を関係機関に要請します。
情報活用能力の向上	生涯学習などによるパソコン教室を中心に、情報教育機会の拡充に努めます。
行政サービスの情報化	行政サービスの情報化を推進するため、町ホームページの充実による情報提供や窓口サービスなど行政各分野における情報通信技術の活用にも努めます。

基本目標5 「豊かな人間性と文化を育むまち」

1. 生涯学習の推進

【現状と課題】

町民の多様なライフスタイルを支援し、心豊かな充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じて学習し、常に新しい情報や知識を身につけ、自己を高め、時代の変化に対応していくことのできる生涯学習の構築が求められ、当町では、生涯各期に応じた学習機会の提供や各種学習事業を推進しています。

これからも、町民の要望に応じた学習機会を提供していくためには、各種学級・講座の充実や図書館など生涯学習を支援する施設の整備が望まれています。既存施設の利活用も含め、検討していくことが必要です。

また、町民一人ひとりがそれぞれの志向や目的に応じた学習に参加し、相互に学び、教えあうことのできる生涯学習社会の創造が求められており、これからはより多くの町民が参加できる学習活動が望まれます。さらに、学習活動を通じた仲間づくりやその成果をボランティア活動などで生かすことのできるまちづくりも大切です。

【主な施策の内容】

町民が参加しやすい学習機会の提供などに努め、子育てや高齢者の生きがいづくりなど地域に根ざした学習活動の推進を図ります。

施 策	内 容
各種学級・講座の充実	生涯の各期にわたって学習機会を提供することができるよう、地域への情報提供に努め、各種学級・講座の充実を図ります。 また、子育てや多忙、遠隔地により学習機会に恵まれない人のために、開設方法や日時設定など、町民が参加しやすい学習機会の提供に努めます。
子育てや高齢者のいきがいづくり支援	子育て支援センターなどと連携を図りながら、子育てや家庭教育など学習機会の提供を図るとともに、子どもたちの地域での居場所づくりに努めます。 また、高齢者大学や老人クラブを対象とした講座などを通じ、高齢者が長年培ってきた知識や技術を、地域の中で発揮する場や機会の提供を図ります。
地域に根ざした総合的な学習活動の推進	地域を知るふるさと学習など、子どもと大人が体験学習できる場の提供と、交流を深めます。 また、学習ボランティアなど、地域を知る人材の発掘・育成に努めながら、学びあいネットワーク事業などによる地域に根ざした総合的な学習環境づくりを進めます。
生涯学習施設の整備充実	各区における生涯学習の拠点となる施設の活用と設備の充実を図るとともに、学校施設の開放や既存公共施設の有効活用に努め、多彩で特色ある学習機会の拡充を支援します。
図書活動の充実	図書資料の充実を図るとともに、利用に際し利便性が図られるよう、情報センターと図書館の相互連携に努めます。 あわせて、子どもの読書活動の積極的な推進や家庭で読書に親しむ環境づくりに努めます。

2. 学校教育の充実

【現状と課題】

家庭や地域の教育力の低下などに伴い、学校でのいじめや不登校などが大きな社会問題となり、青少年による凶悪な犯罪が続発しているなど、教育に対する信頼が揺らぎつつあり、これまでの教育の見直しが進められています。

国においては、平成18年に戦後教育の根幹をなしてきた教育基本法が改正され、さらに教育再生会議を設置し、21世紀の日本にふさわしい教育の再生について議論が進められています。

こうした流れの中、当町においては「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかでたくましい体」のある児童・生徒の育成を目指して、「生きる力」を培う教育を推進しています。一方、心などに悩みを持つ児童・生徒に対する適正な対応が求められるとともに、少子化に対応した特色ある教育の実践に取り組む必要があります。

また、子どもたちが成長していく上で、幼児教育の重要性は増しており、幼稚園教育の充実とともに施設の整備充実、幼保一元化に向けた検討も必要です。

学校施設については、町内各学校の耐震補強や必要な改修等を計画的に進め、平成20年度から統合される学校給食センターでは地場産物を活用した取り組みが求められています。

学校・家庭・地域が連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、学校行事への参加、体験学習などを通し、地域に開かれ信頼される学校づくりに努めながら、児童・生徒の安全確保を図ることが必要です。

【主な施策の内容】

基礎・学力の定着を図りながら、豊かな心や社会性を育むことができる教育環境を創出するとともに、当町の特性や地域の人材を生かした特色ある教育、地域に根ざした特色ある学校づくりを進め、教育内容の一層の充実に努めます。

施 策	内 容
個々に応じた指導の充実	児童・生徒の個々の学習状況に応じた指導方法を工夫するとともに、「確かな学力」向上のため、基礎・基本の定着を図ります。
総合的な学習の充実	「生きる力」を育むために、自然や歴史を生かした体験的活動を重視し、既存の教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を推進します。
健やかな体の育成	スポーツ活動に接する機会の提供に努め、体力の向上を図るとともに、健康安全指導や食育の推進を通して、健康の保持増進を図ります。
人権・道徳教育の充実	児童・生徒の「豊かな心」を育み、差別や偏見のない学校づくりを目指します。
情報教育の充実	小・中学校の教育用パソコンなどの情報機器を活用し、情報化社会に対応した教育を推進します。
国際理解教育の充実	外国語教育の充実や外国文化の理解など国際理解教育を推進し、国際化に対応した教育の充実に努めます。

特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた環境を提供し、一人ひとりの確かな成長を促進するため、専門員の配置など適切な支援体制に努めます。
教育環境の整備	児童・生徒の安全確保や教育環境の向上を目指し、学校施設設備の耐震化など計画的な整備、充実に努めます。
幼稚園教育の充実	保育所や小学校と連携しながら、「生きる力」の基礎を育成するとともに、計画的な施設整備を図り、地域の幼児教育の拠点にふさわしい学習環境づくりに努めます。 また、少子化による園児の確保とともに、幼保一元化に向けた検討を進めます。
小規模校対策	太櫓小学校での海浜留学制度や馬場川小学校の特認校制度など、少人数の特性に応じた特色ある教育活動を推進するとともに、小規模校の適正配置について検討します。
学校給食の充実	平成 20 年度から統合される学校給食センターでは地場産物を活用した地産地消に努め、安全で安心できる給食の提供を図ります。
高等学校教育の充実	瀬棚商業高等学校については、生徒数の確保に努めながら、檜山管内唯一の職業高校として地域に根ざした特色ある学校づくりを目指します。
地域に開かれ信頼される学校づくり	保護者や地域の意向を把握・反映し、学校運営の状況を周知しながら、学校評議員制度の充実を図り、外部評価をもとに地域に開かれた学校づくりを推進します。
地域教育力の活用	自然環境教育や稲作などの労働体験、福祉体験、自然体験などを通じて、地域の持つ教育力の活用を推進します。
読書活動の推進	「生きる力を育む読書活動」を推進し、図書館や情報センターの充実と学校・家庭・地域が一体となって読書活動の輪を広げます。
学校施設の開放	学童保育と連携した放課後児童対策や体育施設等の学校開放を推進するとともに、余裕教室の地域での活用を検討します。
児童・生徒の安全確保	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、安全パトロールや子ども 110 番、子ども安全協力の家など関係団体と連携を図りながら、安全の向上に努めます。

3. 青少年の健全育成

【現状と課題】

少子化の進行により、各種青少年活動の停滞が見られ、家庭や地域の中での交流や社会体験が少なくなる中で、社会のきまりを学ぶことが難しくなっています。

このため、青少年が夢を持ち、健全に成長していくためには、家庭教育の充実とともに、地域社会全体としての取り組みが不可欠となっています。

当町では、子ども育成会やPTAなどとの連携と協力による活動を推進していますが、こうした地域ぐるみの育成活動がますます重要となっています。

一方、青少年を対象とした事業への参加が少なくなっていることから、地域社会への貢献やボランティア活動など、様々な体験を取り入れた研修機会を充実していく必要があります。

【主な施策の内容】

次代を担う青少年が心身ともに健全に育つよう、家庭教育力の向上と地域全体で取り組む環境づくりを推進します。

施 策	内 容
家庭教育力の向上	健全な家庭づくりと家庭での教育力の向上を図るため、家庭教育学級の開設と情報提供や教育相談等の充実に努めます。
青少年健全育成活動の支援	子ども会やボランティアに支えられた地域の青少年健全育成活動への支援に努めます。
青少年の社会参加活動の促進	他人への思いやりや協調する心を育むことができるよう、社会貢献やボランティアへの参加など、青少年の社会活動を促進します。
身近な活動機会の確保	青少年がスポーツをしたり、文化活動に参加したりする機会を確保するとともに、地域活動の拠点として地域コミュニティ施設の効果的な活用を推進します。
青少年リーダーの養成	ジュニアリーダー研修への参加や交流事業などを通じて、青少年リーダーの養成・確保を図るとともに、人材の発掘・活用に努めます。
青少年の非行防止対策の推進	関係機関と連携し、有害環境の浄化促進に努めます。また、薬物乱用防止対策や補導活動、相談体制など、青少年の非行防止対策を推進します。
地域ぐるみの育成活動	地域活動を支える指導員の配置・連携により、地域ぐるみでの青少年に係わる諸問題への解決を図ります。

4. 芸術、文化の振興

【現状と課題】

心の豊かさが重視される時代にあって、文化の振興は町の発展にとって重要なものとなっています。また、活力ある地域の形成を図るためには、地域の個性や魅力につながる地域文化を創出していく必要があります。

町内の文化活動は、文化団体やサークルなどを中心に活動していますが、指導者の高齢化や参加者の年齢層の偏りなど課題も多く、誰もが気軽に参加できる環境づくり、郷土芸能の伝承、さらに芸術鑑賞会など芸術に身近に接する機会の提供が必要となっています。

町内には、歴史遺産が数多く、各区の郷土資料館等に保存されているほか、先人より受け継がれてきた特色ある文化財が残されています。これらは、地域の文化を再発見することで魅力ある地域づくりにつなげ、新しい町民文化の創造に努めていく必要があります。

【主な施策の内容】

文化活動への積極的な参加を促進し、様々な文化・芸術に接する機会の拡充に努めます。また、地域の歴史資源を掘り起こし、郷土に対する関心を高め、文化の薫るまちづくりにつなげます。

施 策	内 容
地域文化活動の支援	文化団体の自主的運営を促進するとともに、指導者・後継者の育成や自主的な文化活動グループの活性化を図り、地域に根ざした文化活動を育成・支援します。
発表、鑑賞機会の拡充	町民の文化活動のすそ野を広げるため、町民文化祭をはじめ活動の成果を発表する機会の充実に努めます。 あわせて、芸術に身近に接する機会の提供に努めます。
文化財の保存	合併前のそれぞれの地域の歴史を伝える郷土館等において、適切な保存に努めるとともに、地域の歴史文化を学ぶ機会づくりを推進します。
郷土芸能等の伝承	学校教育や生涯学習の場など、様々な機会を通じて地域の郷土芸能等や高齢者の持つ知恵や技能の伝承を図るとともに、地域に根ざした文化活動を行っている人材・グループの育成に努めます。

5. スポーツの振興

【現状と課題】

健康はあらゆる活動の基本であり、子どもから高齢者に至るまで幅広い層でスポーツ活動が行われています。当町では、スポーツ施設のほか学校の開放など、各自の年齢や体力に合わせて楽しむことができるよう、様々な活動の場を提供しています。

スポーツ・レクリエーション活動に参加することにより、健康、生きがい、仲間づくりなどにつながります。スポーツ・レクリエーションによる町内外の幅広い交流を推進するとともに、今後、誰もが気軽にスポーツを楽しめるよう、幅広く対応できる軽スポーツの推進やスポーツ団体の育成が必要です。

【主な施策の内容】

町民がスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりや地域のコミュニケーションの形成に努めます。

施 策	内 容
スポーツを通じた健康づくりの推進	生活習慣病の予防など、健康づくりとの連携を強め、軽スポーツ教室など、運動を通じた健康づくりを推進します。
生涯スポーツの振興	子どもから高齢者まで、誰もが参加できる各種スポーツ教室等を開催するとともに、スポーツ・レクリエーション団体の活性化、指導者の育成、生涯スポーツリーダーの活用、体系的な活動プログラムの開発と情報提供に努めます。
スポーツを通じた交流の推進	子どもや高齢者、障害者がともに参加するスポーツ交流事業の開催など、全町的なスポーツ交流の場づくりに努めます。
スポーツ施設の整備・充実	既存スポーツ施設の適切な維持管理に努めます。また、学校体育施設の開放を引き続き実施するとともに、町民が利用しやすいスポーツ施設の改善や改修を図ります。
スポーツ施設の有効利用	町内スポーツ施設の有効利用と適切な施設配置を検討します。

6 . 国際交流の充実

【現状と課題】

国際交流の取り組みは、旧瀬棚町がアメリカ・カリフォルニア州ハンフォード市と姉妹都市提携を結び、合併後も引き続き町民の相互交流や瀬棚商業高校姉妹校提携による交流が行われています。また、外国人講師による英語を通じた国際理解教育が学校教育や生涯学習の分野で進められています。

今後、より一層国際化が進んでいくと考えられることから、将来に向けて子どもたちをはじめとする町民が、国際感覚を身につけられるような教育・学習を推進していく必要があります。

【主な施策の内容】

国際理解を深め、国際的な感覚を持った人材の育成に努めるとともに、姉妹都市交流事業を推進します。

施 策	内 容
国際理解学習の推進	学校における英語指導助手事業の充実や生涯学習活動において、国際化の視点を取り入れた講座等の充実を図ります。
姉妹都市交流の推進	アメリカ・カリフォルニア州ハンフォード市との姉妹都市提携による交流事業については、姉妹都市交流推進協議会を中心に、引き続き全町的な取り組みとして推進します。

基本目標6 「みんなでつくるまち」

1. 新時代のコミュニティ形成

【現状と課題】

少子高齢化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中で、地域においては共に社会を構成しているという連帯感が薄くなってきています。日頃からのコミュニケーションにより、お互いに支えあい、協力しあうことのできるコミュニティ活動が一層重要となっています。

各町内会では、それぞれの実情に応じて自主的な活動が行われています。こうした活動は、時代や地域変化を反映して、様々な展開がなされておりますが、少子高齢化により町内会運営も厳しくなっていますので、これからもコミュニティ活動の中心となるよう支援していく必要があります。

【主な施策の内容】

地域住民の参加による町内会活動を中心に、地域の課題を解決するコミュニティ活動を推進します。

施 策	内 容
町内会活動への支援	行政と連携しながら、地域住民の連帯意識を高め、より良い地域づくりを推進するため、町内会活動への情報提供に努めます。 また、地区担当職員制度の充実に努めます。
コミュニティ組織の活性化	コミュニティ活動の活性化を図るため、防災や防犯、福祉など地域独自の地域活動を支援するとともに、地域リーダーの育成に努めます。
コミュニティ事業の支援	祭りや伝統行事など、地域の人たちが参加するコミュニティ事業を支援する体制を整備します。
コミュニティ活動拠点の整備・活用	コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設の整備や管理体制の充実に図り、積極的な活用を促進します。

2. 人権尊重のまちづくりの推進

【現状と課題】

世界人権宣言は、すべての人の個人としての固有の尊厳と、平等にして譲ることのできない権利とを承認することが、世界における自由と正義と平和の基礎であるとしています。

すべての人が個人として尊重され平等な権利の下に生活するためには、行政の果たすべき責務は重大ですが、人権に関する町民の理解を得ることもまた重要です。

21世紀は「人権の世紀」と言われており「人権教育のための国連10年」の取り組みや「子どもの権利条約」の締結など、人権尊重への国際的な取り組みが進められてきました。

女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権が侵害される事態が続いており、近年ではインターネット・携帯電話を利用した人権侵害など新たな問題も顕在化してきています。このため、学習や啓発活動を通じて正しい認識と理解を深めるとともに、就労、教育の問題など、解決すべき課題に向けて積極的に取り組んでいくことが必要です。

【主な施策の内容】

人権問題に対する町民一人ひとりの理解を深め、人権教育や啓発活動を効果的に推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。

施 策	内 容
人権教育の推進	<p>学校、地域や家庭、関係機関との緊密な連携を図り、学校教育のあらゆる場を活用し、児童生徒それぞれの発達段階や年齢期に応じた人権教育の充実を図ります。</p> <p>また、地域においても生涯学習などと連携し、人権教育の充実を図ります。</p>
人権相談の強化	<p>多種多様化する人権問題について、人権相談員を中心に各種相談窓口の連携を強化するなど体制の整備・充実を図ります。</p> <p>また、人権侵害への迅速で適切な対応に向けて、的確な情報提供に努め、関係機関との連携を深めます。</p>

3. 男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

国においては、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現に必要な施策の推進に取り組んでいます。

男女雇用機会均等法や育児休業制度など、法制度が整備されてきましたが、男女の固定的な役割分担意識や出産・育児・介護などの制約により、女性が能力を十分発揮できない状況も指摘されています。

男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会を基本に、家庭・地域・事業所などが協力・連携を図りながら、男女一人ひとりが自立し、対等な立場で自分らしい生き方ができる社会を目指すことが必要です。

【主な施策の内容】

社会のあらゆる場面において、性別による差別をなくし、男女一人ひとりが自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現に努めます。

施 策	内 容
男女平等意識の推進	家庭や学校、社会における意識啓発や男女平等教育の推進とともに、女性人権への配慮に努めます。
男女が共に築く家庭づくり	男女が共に家庭責任を担うことができるよう、育児・介護等への支援を図ります。
男女が共に力を発揮できる社会	女性が職場や政策・方針決定の場、地域活動など様々な分野に積極的に参画できるよう、環境づくりに努めます。
女性団体の活動支援	女性団体連絡協議会など、女性の主体的な活動を支援するとともに、会員の確保とリーダーの育成に努めます。

4. 協働のまちづくりの推進

【現状と課題】

町民との協働のまちづくりを実現していくには、町民と行政が情報の共有化を図ることが大切です。そのためには、情報公開制度に沿って町民にとって有益な情報を積極的に提供していく必要があります。

町民と行政を結ぶ広報・広聴活動は、重要な役割を果たすことから、「広報せたな」の発行や地域懇談会を開催しています。今後も、町民にわかりやすく、親しまれる広報として充実していくとともに、町民の声を十分把握した町政運営が必要です。

地方分権が進展する中で、これからの自治体は自らの判断・責任・負担の下に、運営を図っていく必要があります。そのためには、町民一人ひとりが自ら考え、主体的にまちづくりに参加し、行政とともに歩む協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

町民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、町政に対する町民の関心や理解も高まっており、町民と行政の役割分担について検討していく必要があります。

そのため、地域ごとの住民組織の機能充実や話し合う場づくりを進め、公共サービスの向上と町民意向の反映に努めます。

【主な施策の内容】

行政情報を積極的に提供し、町政への理解と関心を高めると同時に、町民意見を町政に反映していくよう努めるとともに、町民と行政が協働で行う活動の機会を多くすることにより、協働によるまちづくりを推進します。

施 策	内 容
行政情報提供の推進	ホームページの活用など情報化施策と連動した広報・広聴活動の充実に努め、行政情報の提供を図ります。
情報公開制度の充実	個人情報の適正な取り扱いに留意しながら、情報公開制度の充実と制度の効果的な利用を促進します。
地域懇談会の充実	各区ごと開催し、地域の課題・要望等を直接聞くことにより、お互いの理解を深めながら、町民意見の町政への反映に努めます。
活動組織の育成・支援	地域活動組織やボランティア団体などの活動を育成・支援し、行政との協働によるまちづくりを推進します。 また、個別の課題やテーマに対する町民の意見等が反映できるよう、自発的なまちづくり組織の育成に努めます。
協働型事業の推進	イベントなどの企画・運営に町民や事業所が参画する協働型事業を推進するとともに、民間との協働による公共施設の管理・運営を検討します。
住民組織の機能充実	合併時に設けた合併特例区制度による各区の協議会の機能充実に努め、将来においても地域の声を反映できる体制づくりを進めます。

5. 地域間交流の推進

【現状と課題】

近隣自治体との相互交流や広域的な行政の連携による取り組みが進められています。町民の質的な豊かさが望まれ、行政サービスの充実を図るためにも、広域連携は今後とも大切です。

一方、豊かな自然環境や産業資源を活かした体験交流をはじめ、地域資源を活用して様々な分野で他地域との交流活動を進めることにより、より多くの町民が様々な人と触れ合い、当町の特色や良さが再認識されることも期待され、新たな交流の輪を広げ、まちづくりに活かしていくことが必要です。

【主な施策の内容】

広域行政による交流・連携の推進に努める一方、町民が主体となって他の自治体との交流を促進します。

施 策	内 容
広域連携事業の推進	近隣市町村との行政サービスの広域連携やイベント開催などの交流・連携事業をさらに推進します。
地域間交流の推進	スポーツや文化、地域資源を活用した体験交流などを通して、他の自治体との交流と連携を拡大し、その成果をまちづくりに生かしていきます。
合併による町民交流の推進	3町合併により町民が一体となったまちづくりを進めるため、各分野での町民交流の機会づくりに努めます。

6. 自立した自治体経営の確立

【現状と課題】

地方分権時代に対応できる柔軟な行政運営が求められています。これまでも組織、事務事業の見直しなどにより、効率化や簡素化に向けた行政改革を進めていますが、合併した新しい町の実情を十分考慮した行政組織をつくる必要があります。また、効率的・効果的な行政運営を目指し、職員の意識改革に努めていく必要があります。

行政に対する要望はますます多様化するとともに、分権化により各種事務事業が移譲されるなど、行政事務量は増大する傾向にあることから、分権時代に対応した事務事業の見直しを行い、事務手続きの簡素化や電子化をさらに進めていく必要があります。

国においては、規制緩和や構造改革を通じて、地方交付税や補助金の見直し、地方への税源移譲を内容とする三位一体の改革が進められています。こうした状況の中、当町の財政運営は、地方交付税が歳入の約6割を占めることから、財源確保が大きな課題となっています。歳出では、少子高齢化対策など財政需要はますます増大することが見込まれることから、あらゆる分野での経費節減を図りながらも、まちづくりへの新たな対応にも努めた、効率的で計画的な財政運営が必要です。

【主な施策の内容】

的確な行政改革の推進により、効率的・効果的な行政運営に努め、人材育成や研修制度の充実を図ります。また、財源の安定的確保を図るとともに、健全な財政運営を目指します。

施 策	内 容
行政改革の推進	効率的・効果的な行政運営を推進するため、「行政改革大綱」に基づき、適切な進行管理に努めます。
組織・機構の見直し	政策の立案から決定、実施に至るまで、より柔軟で機動的な組織となるよう、組織体制の適切な見直しを図ります。
人材育成の推進	職員定数の適正化と合わせ、職員の能力開発を効果的に推進するための人材育成基本方針を策定し、職員の資質の一層の向上に努めます。
事務事業の見直し	事務事業全般にわたって、事務の見直しと事務手続きの簡素化を図るとともに、電子化を一層進め、町民サービスの向上に努めます。
財源の安定的確保	町税等の徴収率の向上や使用料・手数料の適正化に努めながら自主財源の確保を図るとともに、新型交付税など国の動向を適格に把握し、安定した財源確保に努めます。
健全な財政運営	公債費負担の適正化や経常経費の節減、投資的事業の抑制など財政の健全化に向けた取り組みを推進するとともに、限られた財源を効果的に生かすことに努めます。